

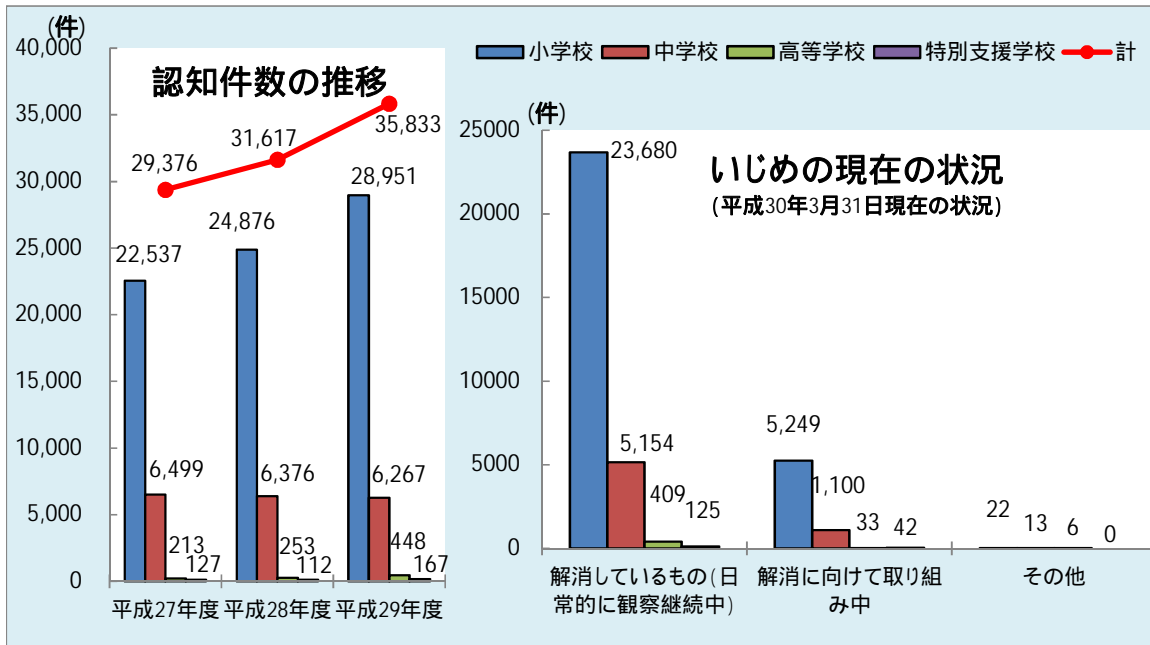
資料1

平成29年度 公立小・中・高・特支のいじめの状況等(千葉県)

1 いじめの認知状況等

	区 分	公立学校 総数	うち認知校数及び 割合(%)		認知件数	増減[%]	一校平均 件数
			校数	割合(%)			
小学校	平成27年度	810	622	76.8%	22,537	3,127 [16.1%]	27.8
	平成28年度	806	682	84.6%	24,876	2,339 [10.4%]	30.9
	平成29年度	796	724	91.0%	28,951	4,075 [16.4%]	36.4
中学校	平成27年度	381	333	87.4%	6,499	319 [5.2%]	17.1
	平成28年度	381	348	91.3%	6,376	123 [1.9%]	16.7
	平成29年度	379	352	92.9%	6,267	109 [1.7%]	16.5
高等学校	平成27年度	146	60	41.1%	213	16 [8.1%]	1.5
	平成28年度	146	70	47.9%	253	40 [18.8%]	1.7
	平成29年度	146	113	77.4%	448	195 [77.1%]	3.1
特別 学校 支援	平成27年度	42	13	31.0%	127	103 [429.2%]	3.0
	平成28年度	42	17	40.5%	112	15 [11.8%]	2.7
	平成29年度	43	19	44.2%	167	55 [49.1%]	3.9
計	平成27年度	1,379	1,028	74.5%	29,376	3,565 [13.8%]	21.3
	平成28年度	1,375	1,117	81.2%	31,617	2,241 [7.6%]	23.0
	平成29年度	1,364	1,208	88.6%	35,833	4,216 [13.3%]	26.3

高等学校の「公立学校総数」は、県立、市立の全日制128校、定時制17校、通信制1校の合計である。

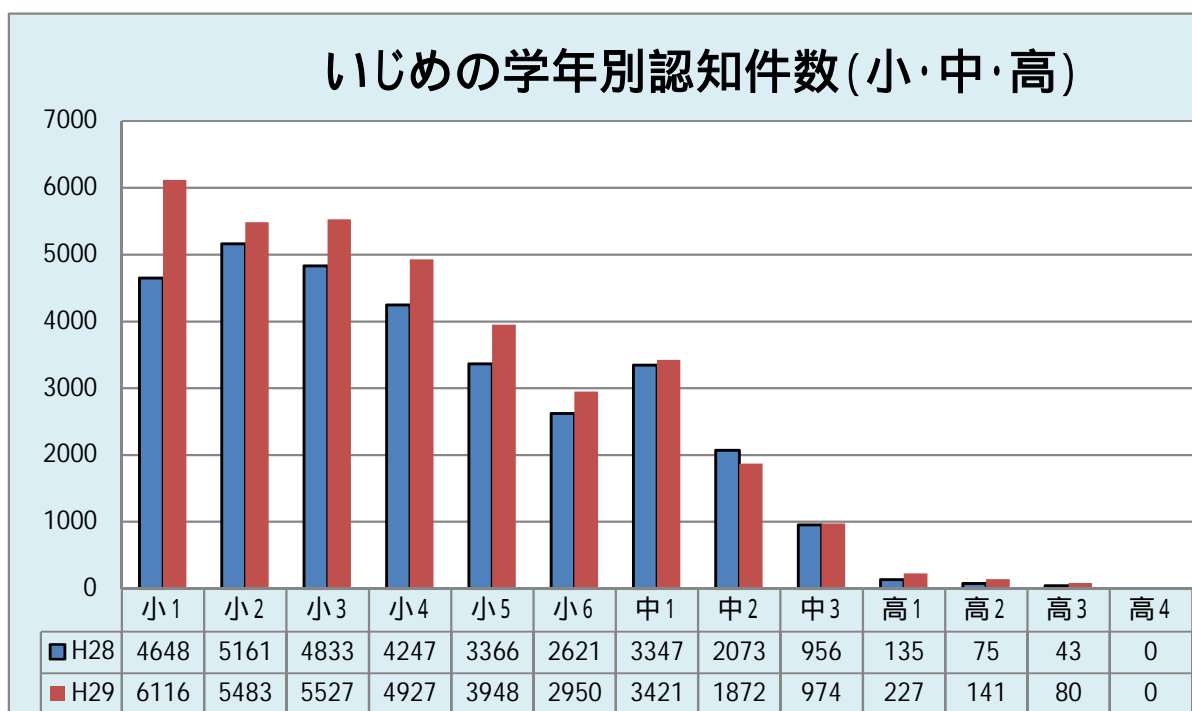


いじめの定義(平成25年度一部改訂)
 本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。
 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの認知件数の学年別，男女別内訳

(単位:件)

区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	
小学校	男子	3,521	2,942	3,053	2,785	2,281	1,632	16,214	
	女子	2,595	2,541	2,474	2,142	1,667	1,318	12,737	
	小計	6,116	5,483	5,527	4,927	3,948	2,950	28,951	
中学校	男子	1,988	1,065	510	-	-	-	3,563	
	女子	1,433	807	464	-	-	-	2,704	
	小計	3,421	1,872	974	-	-	-	6,267	
高等学校	男子	127	69	49	0	-	-	245	
	女子	100	72	31	0	-	-	203	
	小計	227	141	80	0	-	-	448	
特別支援学校	小学部	男子	3	5	3	3	6	4	24
		女子	1	3	1	1	3	0	9
		小計	4	8	4	4	9	4	33
	中学部	男子	4	4	13	-	-	-	21
		女子	2	2	5	-	-	-	9
		小計	6	6	18	-	-	-	30
	高等部	男子	31	13	14	-	-	-	58
		女子	21	8	17	-	-	-	46
		小計	52	21	31	-	-	-	104
特別支援学校計		62	35	53	4	9	4	167	
合計		9,826	7,531	6,634	4,931	3,957	2,954	35,833	



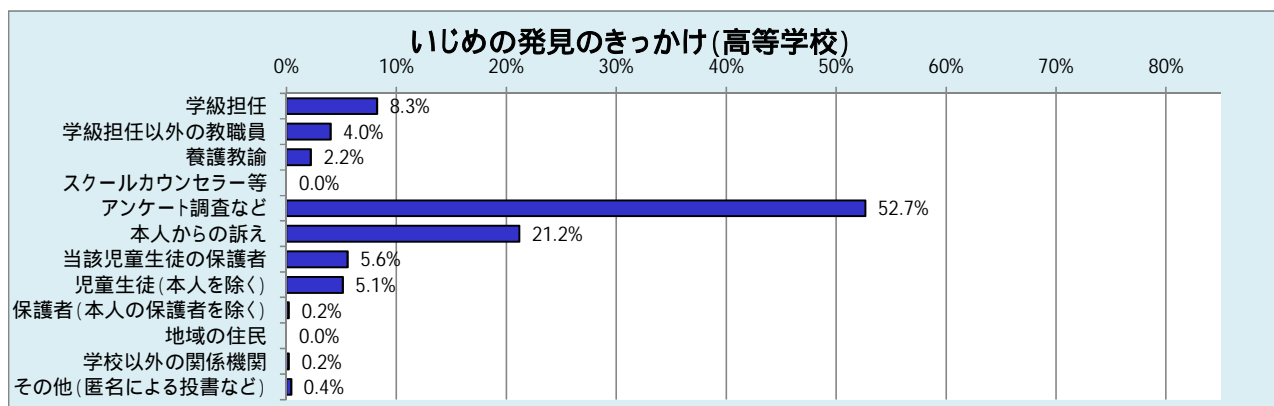
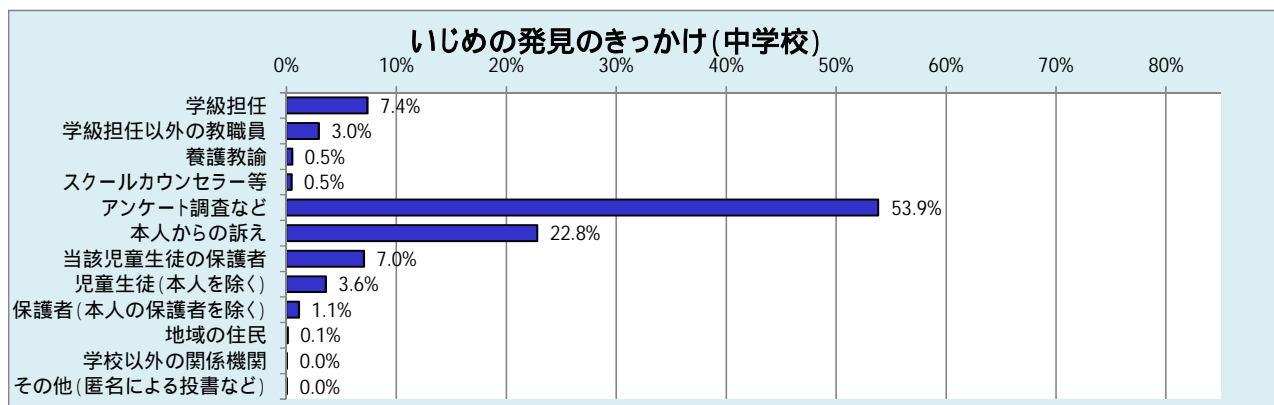
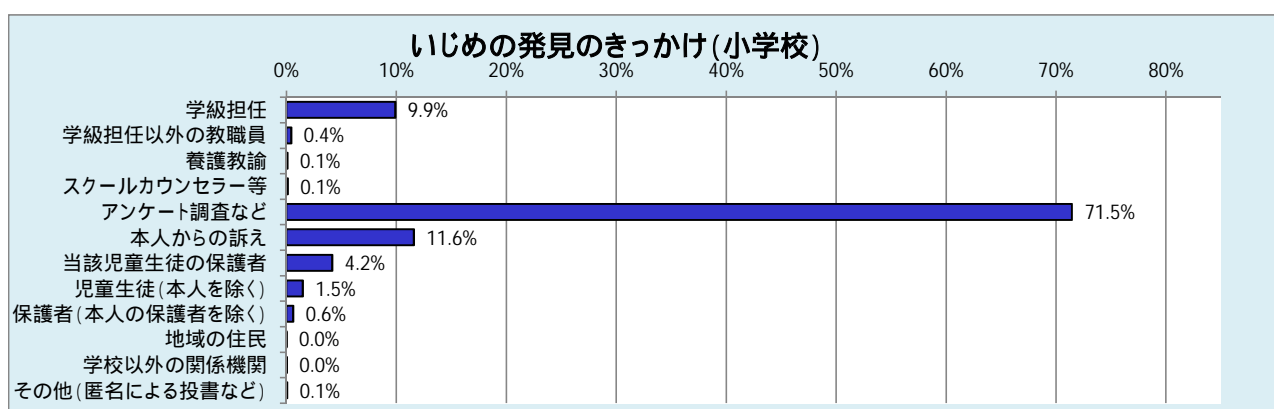
28年度と比較して小学校全体で4,075件の増加

(注)調査では、単位制の高等学校の1年次生は「高1」、2年次生は「高2」、3年次生は「高3」、4年次生以上は「高4」としてそれぞれ計上している。

3 いじめの発見のきっかけ

(単位:件)

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学校の教職員等が発見		23,748	4,085	301	138	28,272
内訳	学級担任	2,871	462	37	36	3,406
	学級担任以外の教職員	129	185	18	2	334
	養護教諭	29	34	10	0	73
	スクールカウンセラー等	32	29	0	3	64
	アンケート調査など	20,687	3,375	236	97	24,395
学校の教職員以外からの情報により発見		5,203	2,182	147	29	7,561
内訳	本人からの訴え	3,357	1,431	95	17	4,900
	当該児童生徒の保護者	1,209	441	25	9	1,684
	児童生徒(本人を除く)	428	224	23	3	678
	保護者(本人の保護者を除く)	180	72	1	0	253
	地域の住民	2	8	0	0	10
	学校以外の関係機関	11	3	1	0	15
	その他(匿名による投書など)	16	3	2	0	21
計		28,951	6,267	448	167	35,833



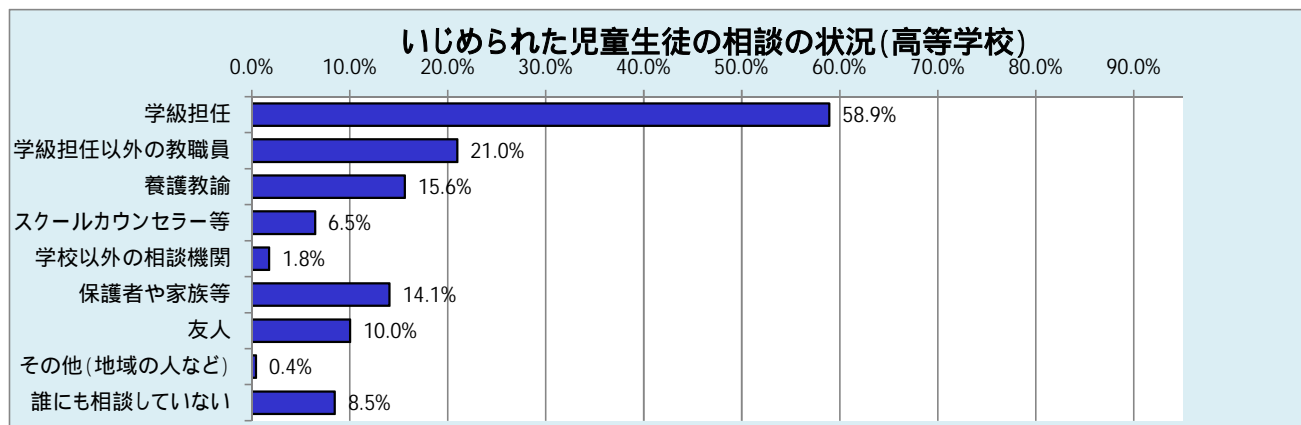
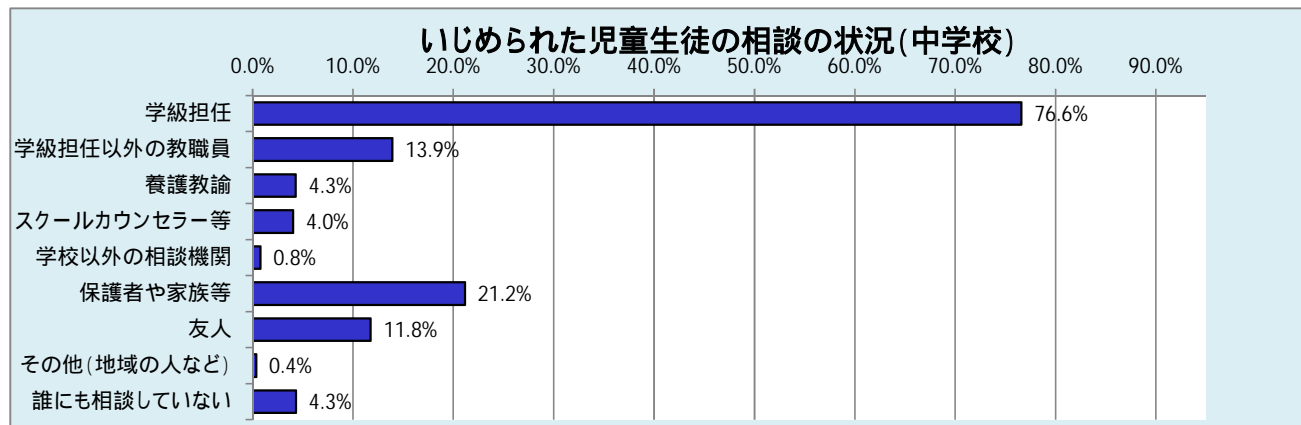
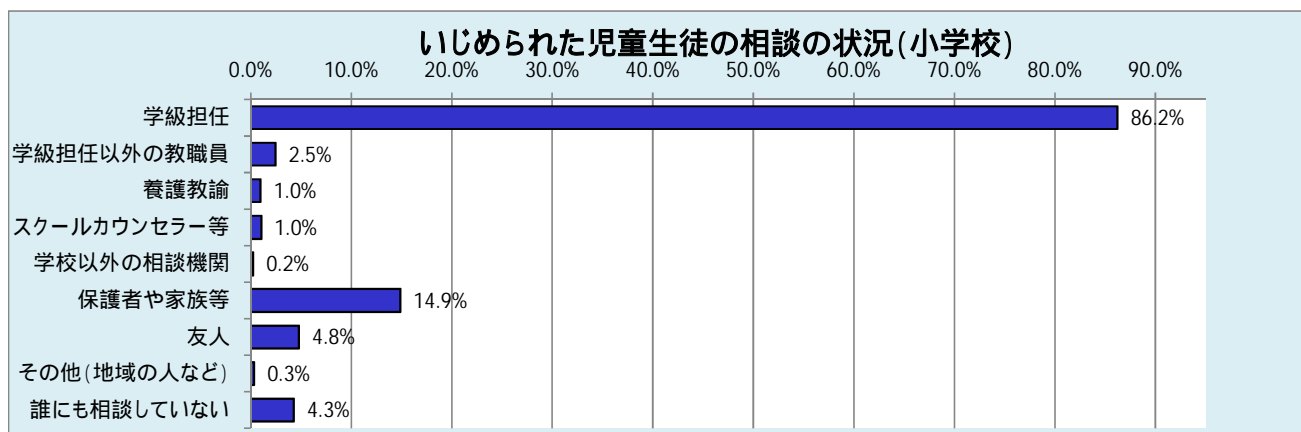
上記の割合(%)は各学校種ごとのいじめの認知件数に対する割合を示している。
(認知件数:小学校28,951件、中学校6,267件、高等学校448件)

4 いじめられた児童生徒の相談の状況

(単位:件)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任	24,966	4,800	264	154	30,184
学級担任以外の教職員	716	873	94	16	1,699
養護教諭	282	270	70	1	623
スクールカウンセラー等	303	253	29	0	585
学校以外の相談機関	70	49	8	0	127
保護者や家族等	4,308	1,326	63	7	5,704
友人	1,388	738	45	2	2,173
その他(地域の人など)	96	23	2	0	121
誰にも相談していない	1,238	271	38	5	1,552
計	33,367	8,603	613	185	42,768

(注)複数選択を可としている。



上記の割合(%)は各学校種ごとのいじめの認知件数に対する割合を示している。

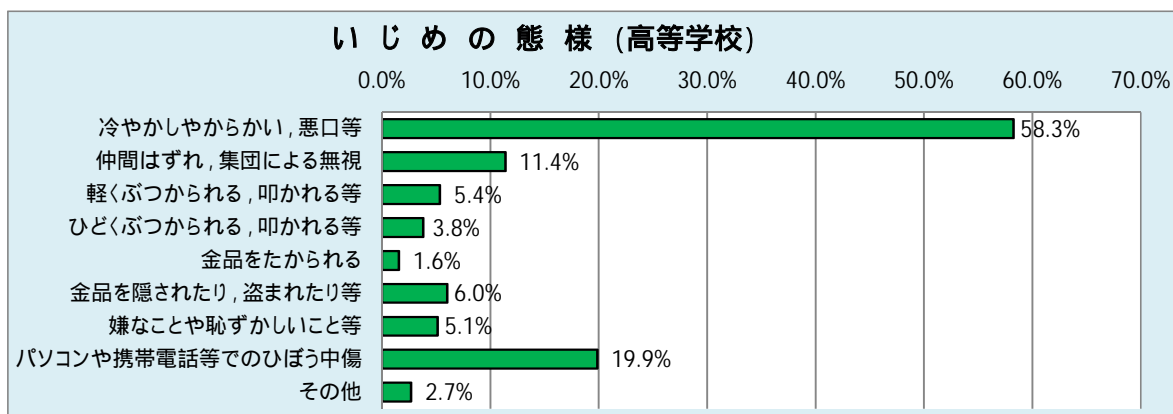
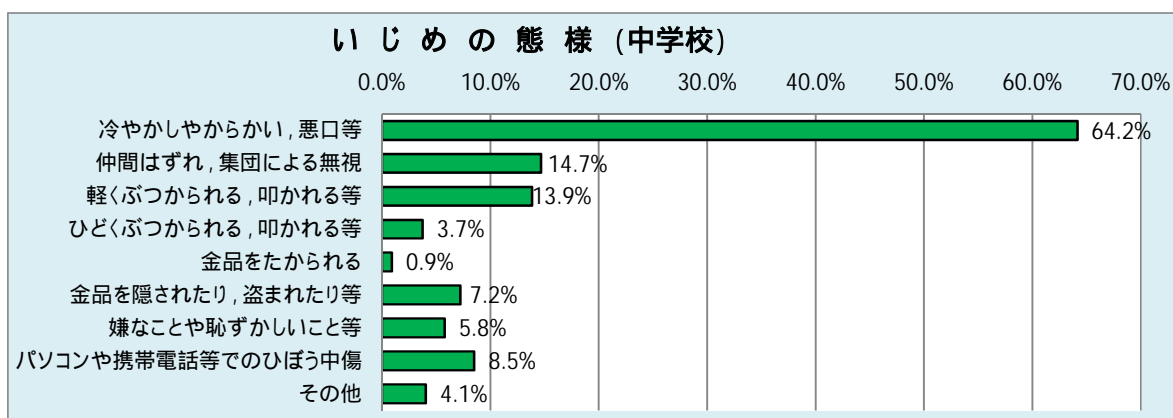
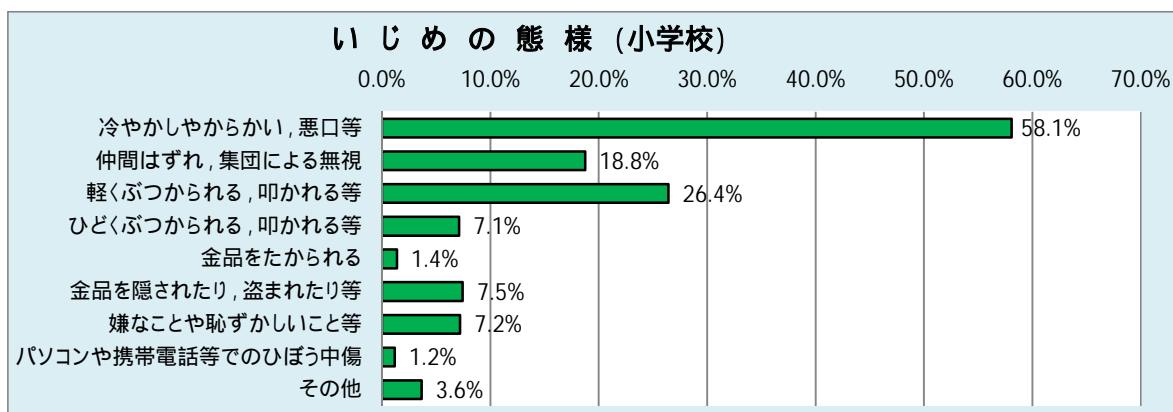
(認知件数:小学校28,951件、中学校6,267件、高等学校448件)

5 いじめの態様

(単位:件)

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
冷やかしやからかい,悪口等	16,817	4,021	261	84	21,183
仲間はずれ,集団による無視	5,431	920	51	12	6,414
軽くぶつかられる,叩かれる等	7,653	868	24	41	8,586
ひどくぶつかられる,叩かれる等	2,063	235	17	12	2,327
金品をたかられる	398	58	7	2	465
金品を隠されたり,盗まれたりする等	2,157	453	27	14	2,651
嫌なことや恥ずかしいことをされる等	2,089	363	23	13	2,488
パソコンや携帯電話等でのひぼう中傷	340	533	89	14	976
その他	1,056	254	12	7	1,329
計	38,004	7,705	511	199	46,419

(注)複数選択を可としている。



上記の割合 (%) は各学校種ごとのいじめの認知件数に対する割合を示している。

(認知件数: 小学校28,951件、中学校6,267件、高等学校448件)

H30 いじめに関する県独自の調査(5/14時点)

(1) 学校いじめ防止基本方針等の周知についての取組(複数回答可)

(校)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計	H29					
ア 印刷して児童生徒全員に配付(概要や要約も可)	87	13%	67	21%	29	20%	0	0%	183	16%	19%
イ 印刷して保護者全員に配付(概要や要約も可)	204	30%	79	25%	20	14%	13	34%	316	27%	29%
ウ 集会等における児童生徒向けの説明	296	44%	204	64%	116	81%	13	34%	629	54%	53%
エ 保護者面談、保護者集会等での説明	424	63%	205	64%	73	51%	25	66%	727	62%	61%
オ 地域住民への説明	44	7%	20	6%	7	5%	0	0%	71	6%	7%
カ 学校のホームページに掲載	630	94%	300	93%	143	100%	38	100%	1111	95%	93%
キ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証・改善の実施	682	100%	324	100%	144	100%	38	100%	1188	100%	100%
ク 学校いじめ防止基本方針の修正(検証含む)等の実施	682	100%	324	100%	144	100%	38	100%	1188	100%	100%
計	3049		1523		676		165		5413		

ア～カについては、平成31年4月の取組 キ・クについては、平成30年度末の取組

(2) いじめ防止の対策のための組織の会議を何回開催したか。

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計	H29					
ア 0回	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0%
イ 1～2回	158	23%	70	22%	63	44%	17	45%	308	26%	27%
ウ 3回以上	524	77%	254	78%	81	56%	21	55%	880	74%	73%
計	682		324		144		38		1188		

(3) 平成30年度に保護者に対して相談窓口を紹介したか(複数回答可)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計	H29					
ア 学校だよりに記載して配布した	469	69%	212	65%	74	51%	17	45%	772	65%	68%
イ 学級だよりに記載して配布した	47	7%	43	13%	15	10%	2	5%	107	9%	9%
ウ 過去の啓発資料等を配布した	177	26%	116	36%	40	28%	14	37%	347	29%	31%
エ ホームページに掲載した	257	38%	131	40%	46	32%	12	32%	446	38%	42%
オ 周知していない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0%
計	950		502		175		45		1672		

(4) インターネットを通じて行われるいじめ防止のために実施した取組(複数回答可)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計	H29					
ア 情報モラルに関する授業等の実施	575	84%	241	74%	96	67%	27	71%	939	79%	78%
イ 集会等における、児童生徒向けの講話等の実施	296	43%	275	85%	124	86%	26	68%	721	61%	61%
ウ 保護者向けの講話等の実施	238	35%	188	58%	20	14%	6	16%	452	38%	38%
エ 職員研修の実施	201	29%	120	37%	55	38%	8	21%	384	32%	32%
オ 実施していない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0%
計	1310		824		295		67		2496		

(5) いじめへの対応における課題は何か。(複数回答可)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計	H29					
ア 児童生徒等が通報をためらうこと	254	37%	164	51%	41	28%	19	50%	478	40%	44%
イ いじめ防止の対策のための組織の開催に関すること	114	17%	40	12%	8	6%	4	11%	166	14%	15%
ウ いじめかどうかの判断	337	49%	148	46%	34	24%	26	68%	545	46%	52%
エ いじめの重大事態かどうかの判断	143	21%	84	26%	13	9%	7	18%	247	21%	23%
オ 事実確認(ききとり)に関すること	271	40%	105	32%	28	19%	23	61%	427	36%	37%
カ いじめを受けた児童生徒のケア	420	62%	199	61%	40	28%	25	66%	684	58%	60%
キ いじめを行った児童生徒への指導	406	60%	164	51%	30	21%	26	68%	626	53%	56%
ク 保護者への対応	497	73%	236	73%	42	29%	24	63%	799	67%	71%
ケ 観衆・傍観者への指導	314	46%	191	59%	25	17%	11	29%	541	46%	50%
コ 関係機関との連携	196	29%	103	32%	13	9%	7	18%	319	27%	23%
計	2952		1434		274		172		4832		

(6) 31年度4月に学校が組織的な対応をとるための、全職員の共通理解を図った。

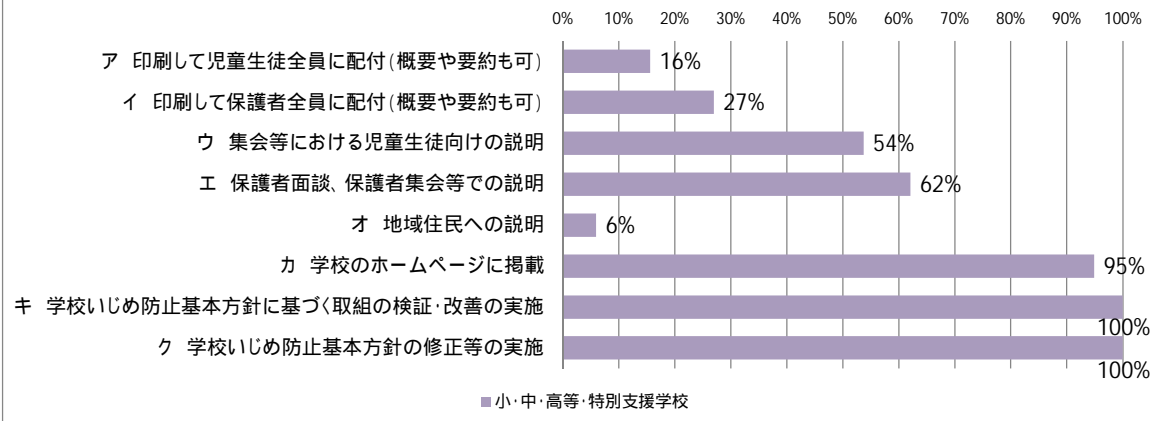
区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計	H29					
ア 会議を開催し情報共有の手順等を明確化した	576	86%	290	90%	66	46%	21	55%	953	81%	80%
イ 会議を開催したが、情報共有等について明確化していない	18	3%	6	2%	5	3%	1	3%	30	3%	3%
ウ 今後会議を開催する予定である	75	11%	25	8%	72	50%	16	42%	188	16%	17%
エ 会議を開催する予定はない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0%
計	669		321		143		38		1171		

高校の合計数については、定時制課程も単独でカウントしています。
義務教育学校については、小学校、中学校ともに1校ずつ計上しています。

平成30年度 いじめに関する県独自調査の結果

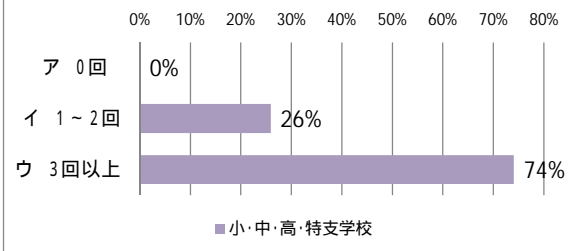
令和元年5月調査

(1) 学校いじめ防止基本方針についての取組 (複数回答可)



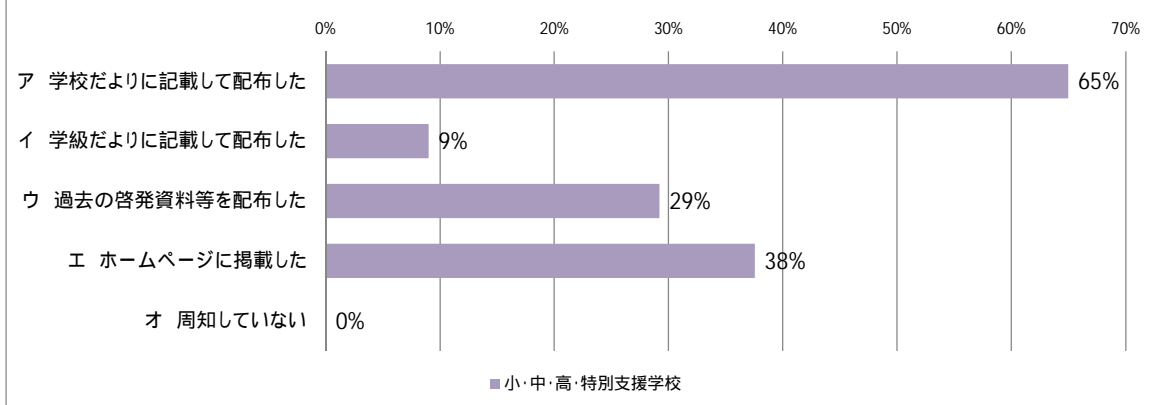
・学校いじめ防止基本方針の周知の方法で一番多いのが、ホームページに掲載となっている。
 ・基本方針の点検・評価等の実施については、全ての学校で実施されているので、定期的な修正等についても確実にを行うように指導する。
 ・県立学校においてはすべての学校でホームページに掲載されている。市町村立学校については、各自治体のネット環境による制約により、ホームページでの公開が難しい学校もあるが、掲載率が增加している。
 ・集会等におよぶ児童生徒向けの説明や、保護者面談保護者集会における説明が増加している反面、地域住民への周知や印刷して児童生徒・保護者へ配付が伸びていない。

(2) いじめ防止の対策のための組織の会議を何回開催したか。



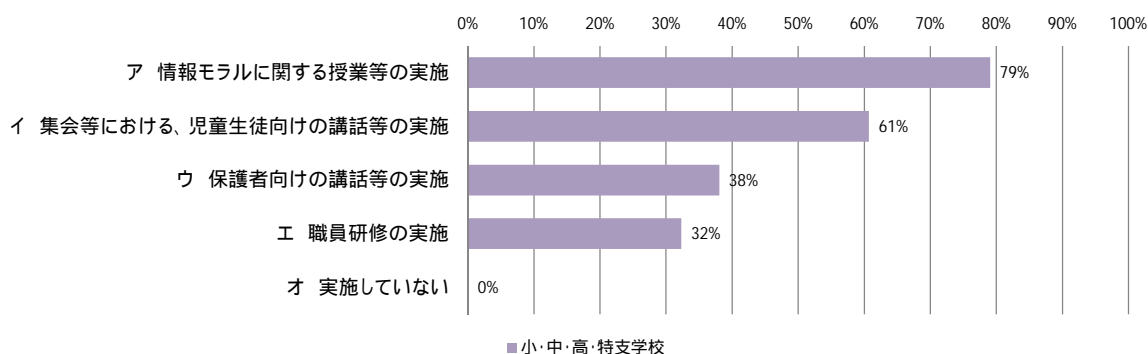
・いじめの防止の対策のための組織の会議を、約7割以上の学校が年間3回以上実施しており、4割以上の学校が年間6回以上実施している。
 ・小学校では51%、中学校では56%の学校が年間6回実施している。また、高等学校でも56%が3回以上の実施となっている。
 ・対策のための会議の開催については定着してきたので、参加者や内容の工夫について進めていく。

(3) 保護者に対して相談窓口を紹介したか。(複数回答可)



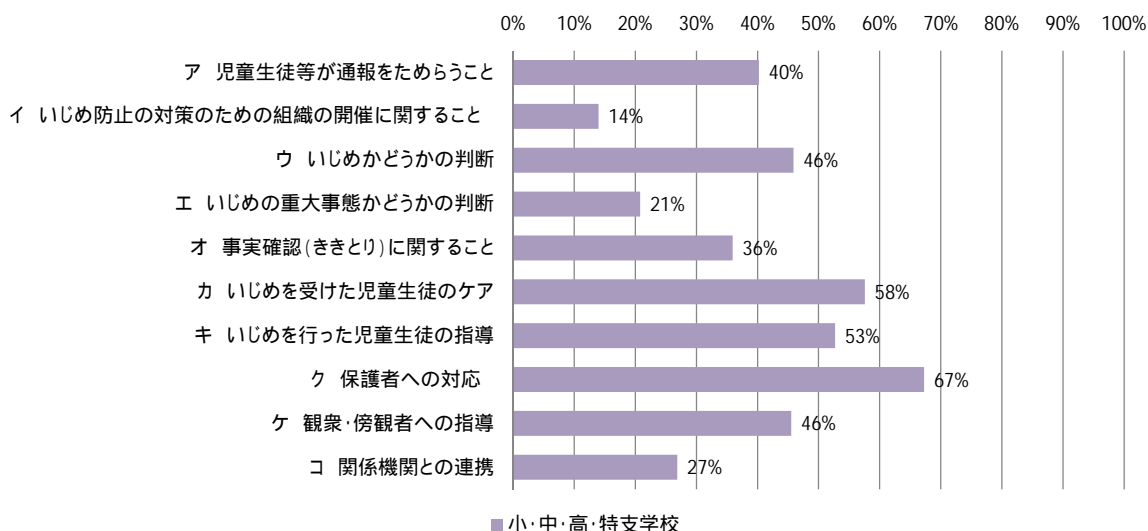
・ほとんどの学校が、学校だよりやホームページへの掲載で周知している。県教育委員会としても、いじめ防止啓発カードやリーフレットの配付を小中学校全校に依頼するとともに、平成30年9月の「なやんでいるあなたへ」を全公立小中学生へ配付を依頼したため、各学校独自の取組が前年度より減少がみられた。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ防止のため実施した取組 (複数回答可)



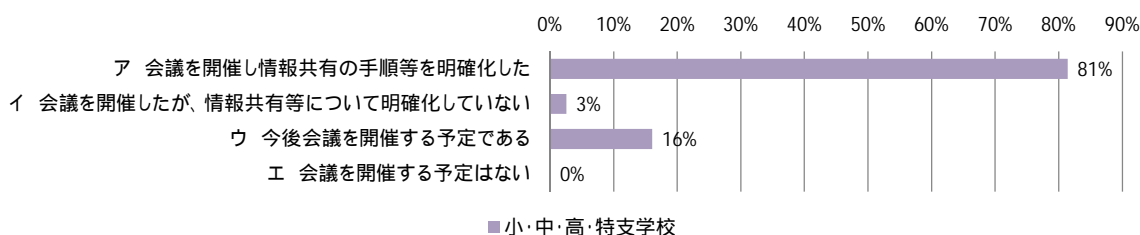
・多くの学校が、複数のネットいじめ防止対策を行っている。
 ・情報モラルに関する授業等は8割近くの学校で実施され、年々増加している。
 ・集会等における、児童生徒向けの講話等の実施についても6割を超え、授業以外の集会等での啓発、注意喚起が多くの学校で行われている様子が見られる。

(5) いじめへの対応における課題は何か (複数回答)



・昨年度より全体的に減少がみられるものの、各学校が抱えているいじめへの対応における課題は、すべての校種で「保護者への対応」が上位にきている。
 ・「いじめかどうかの判断」や「いじめ重大事態かどうかの判断」が減少しており、いじめの定義の理解等が進むことにより、早期の認知につながってくると思われる。
 ・いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒のケア、保護者の対応等については、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携が必要であり、「チーム学校」としての対応が求められる。特に、関係機関との連携については、小中学校においては約3割を近い学校が課題として捉えており、警察等との外部機関とどのように連携を図っていくか、検討していく必要がある。

(6) 平成31年度4月に学校が組織的な対応をとるための、 全職員の共通理解を図った。



・年度当初の4月に84%の学校が実施し、「今後会議を開催する」が16%となっており、「会議の予定はない」は1校もない。ほぼ昨年度同様の結果となった。3%の情報共有等について明確にしていない学校については、小中高生徒指導連絡協議会等で指導済みである。